

(目的)

第1条 この細則は、一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科規則（令和5年規則第98号。以下「研究科規則」という。）中、別に定めるように規定されている事項及び研究科規則の施行に必要な事項について定めるものとする。

(修士課程の履修)

第2条 修士課程は、講義科目のうちから18単位以上、演習8単位以上、研究指導4単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。ただし、講義科目については、次に定める単位を修得しなければならない。

- 一 ソーシャル・データサイエンス基礎科目のうち「ソーシャル・データサイエンス特論」2単位及び「データサイエンスのELSI」2単位 合計2科目4単位
- 二 データサイエンス科目のうちから、4単位以上
- 三 ソーシャル・データサイエンス発展科目（ただし、ビジネス・イノベーション分析科目のうちから2単位以上、社会課題解決科目のうちから2単位以上）及びリサーチ・ワークショップのうちから、10単位以上

2 前項に関して、修了する学期に演習及び研究指導を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 ソーシャル・データサイエンス研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目を本研究科修士課程に入学する前に履修し、試験に合格している者については、次に掲げる場合に限りソーシャル・データサイエンス研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、当該授業科目の単位数を、第1項の修得単位に算入することができる。

- 一 一橋大学（以下「本学」という。）ソーシャル・データサイエンス学部の授業科目としても指定されている授業科目であって、その単位を除いても本学のソーシャル・データサイエンス学部ないしソーシャル・データサイエンス学部以外の他学部を卒業するのに必要とされる単位数を満たしている場合。ただし、算入は10単位を限度とする。
- 二 本学の大学院生、外国人研究生及び聴講生が在籍中に修得した授業科目であって試験に合格している場合。ただし、算入は10単位を限度とする。

第3条 他の研究科の授業科目及び一橋大学学部履修規則（平成16年規則第117号）別表に掲げる学部発展科目を履修することができる。ただし、別に定めるものを除くものとする。

(重複履修の制限)

第4条 同一教員による同一の授業科目を重複して履修することはできない。ただし、同一教員による同一の授業科目であって、別に指定するものはこの限りでない。

(演習及び研究指導の履修)

第5条 演習及び研究指導は、原則として本研究科の演習及び研究指導のうちから履修しなければならない。

第6条 演習及び研究指導の履修については、演習及び研究指導を志望する担当教員と所定の日までに面接してその承認を得なければならない。

(副演習の履修)

第7条 演習指導教員以外の本研究科の教員が担当する副演習を履修することができる。

2 副演習の履修については、当該教員及び演習指導教員の承認を得なければならない。

(成績評価)

第8条 履修科目及び修士課程の学位論文の成績は、A+、A、B、C及びFの5段階とし、A+、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。ただし、演習、副演習、研究指導、リサーチ・ワークショップⅠ及びリサーチ・ワークショップⅡの成績は、E（合格）及びF（不合格）の2段階とする。

(GPAによる成績評価)

第9条 前条に定める成績評価に付与するGP (Grade Point) 及びGPA (Grade Point Average) の算出については別に定める。

(単位の授与)

第10条 履修科目の合格者には、所定の単位を与える。

(他の大学院等における修得単位認定に係る手続き)

第11条 研究科規則第13条第1項の規定に基づき、他大学院等における修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、ソーシャル・データサイエンス研究科長（以下「研究科長」という。）あての所定の書式により申請するものとする。なお、申請書類の提出方法は、本研究科の定めるところによる。

(入学前の既修得単位認定に係る手続き)

第12条 研究科規則第14条第1項の規定に基づき、入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、研究科長あての所定の書式により申請するものとする。なお、申請書類の提出方法は、本研究科の定めるところによる。

2 前項により認定された授業科目の成績は、E（合格）とする。

(単位の認定)

第13条 単位の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(追試験)

第14条 追試験を受けようとする者は、所定の用紙に、必要な証明書類を添えて、所定の期日までに、研究科長あてに提出しなければならない。

2 追試験の許可は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

(再入学)

第15条 再入学を志望する者については、研究科委員会の議を経て、再入学を許可することができる。

(修士課程の学位論文の提出)

第16条 修士課程の所定の単位を修得して修士の学位を得ようとする者は、所定の日までに、学位論文及びその要旨を研究科長あてに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、電子データによる提出を認めることができる。

(修士課程の学位論文の審査及び最終試験)

第17条 修士課程の学位論文の審査及び最終試験は、3人以上の審査員によって行う。審査員は、提出論文の題目に基づき、研究科委員会において選出する。

2 最終試験は、第2年次の所定の期日までに、学位論文を中心として、これに関連ある学科について口頭試問により行う。ただし、学則第66条第1項ただし書及び同条第2項に該当する者については、研究科委員会の定めるところによる。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。